

歯科診療所（集計2）

（1施設当たり損益）

	個人	
	金額	構成比率
	23年6月	23年6月
	千円	%
I 医業収益	3,284	100.0
1. 保険診療収益	2,992	91.1
2. 労災等診療収益	—	—
3. その他の診療収益	—	—
4. その他の医業収益	—	—
II 介護収益	0	0.0
1. 居宅サービス収益	—	—
2. その他の介護収益	—	—
III 医業・介護費用	2,419	73.6
1. 給与費	980	29.8
2. 医薬品費	30	0.9
3. 歯科材料費	231	7.0
4. 委託費	318	9.7
5. 減価償却費	182	5.5
(再掲)建物減価償却費	—	—
(再掲)医療機器減価償却費	—	—
6. その他の医業費用	678	20.6
IV 損益差額(I + II - III)	866	26.4
V 税金	—	—
VI 税引後の総損益差額(IV - V)	—	—
施設数	89	—
平均ユニット数	3	—

(注) 1. 構成比率は「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。

2. 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3. 個人立の歯科診療所は税金について調査していないので、個人立の歯科診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。(以下同様)